

一般競争入札参加申込要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、大分市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を賃貸借契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認のうえお申し込みください。

1 貸付物件

物件名	所 在	地積 (㎡)	地目	用途地域
54街区	大分市要町147番	245.47	宅地	商業地域
	大分市要町148番	6,086.31		

- * 詳しくは、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は貸付物件の概要です。
入札参加申し込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地調査及び当該土地利用（駐車場整備等）に伴う諸規制（駐車場法等）に関する関係機関への確認を行ってください。
- * 現地説明会は開催しませんが、お問い合わせいただければ調整のうえ、現地をご案内します。

2 貸付条件

(1) 貸付期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年間）

(2) 用途指定

- ① 自動車駐車場の運営の用に供する目的で平面駐車場として使用すること。
- ② 駐車場の付属施設として、貸駐車場機器、貸駐車場に関する看板、照明設備、路面整備等の施設を設置できるものとする。
- ③ 月極駐車場を行う場合、駐車台数は車両区画の2分の1以内とする。
- ④ 善良な管理者の注意義務をもって駐車場の管理、運営を行うこと。
- ⑤ 土地賃借者が自ら駐車場の運営、管理等を行うこと。

3 入札参加者の資格等

- (1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。また、公有財産を貸付する際の入札参加資格確認にあたり、大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第19号）に基づき、

申込者が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

- ① 市税を滞納している者。
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、被後見人又は破産者で復権を得ていない者。
- ③ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者。
 - ア、本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ、本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ、本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ、正当な理由が無く本市との契約を履行しなかった者。
 - カ、アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑤ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ⑥ 暴力団員が役員となっている事業者。
- ⑦ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- ⑧ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- ⑨ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者。
- ⑩ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- ⑫ ④から⑪までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

* 受付期間内に、一般競争入札参加申し込みの手続きをされていない方は、入札に参加できません。

4 入札参加申し込み

(1) 受付期間及び受付場所

- ① 受付期間 令和7年8月22日（金）～令和7年9月12日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）
- ② 受付場所 大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）

* 電話、郵送等による申し込みはできません。

(2) 申し込み方法

一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）のうえ、申し込みに必要な書類を添えて、受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班（大分市役所本庁舎5階）へ直接持参してください。

なお、大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱による入札参加資格を有している者は、次の③～⑥の資料を省略することができます。

(3) 提出書類（各1通）

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 駐車場利用計画書（任意様式）
- ③ 市税完納証明（大分市に事業所・住所がある場合のみ）
- ④ 印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）
- ⑤ 履歴事項証明書（個人の場合は身分証明書）
- ⑥ 誓約書

* 各種証明書は、受付時において発行後3ヶ月以内のものに限ります。（写し可）

* 身分証明書は、本籍地の市町村で交付しています。

* 市税完納証明は、大分市財務部税制課（第2庁舎3階）、税証明窓口（本庁舎1階）、各支所及び各連絡所で発行しています。

* 添付書類は、返却いたしません。

* 駐車場利用計画書は、駐車場の配置図や時間貸し又は月極として使用する駐車場の台数、駐車場料金の設定等がわかる資料を提出してください。（入札時点での予定を示すものであり、落札後、大分市との協議のうえに変更することも可能です。）

なお、駐車場法等諸規制に関する審査を行うものではありません。

(4) 一般競争入札参加申込受付書

申し込み受付時に一般競争入札参加申込受付書を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

5 無効申し込み

次のいずれかに該当する申し込みは、無効となります。

- ① 入札参加申込者として資格がない者による申し込み。
- ② 所定の申込書によらない申し込み。
- ③ 住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申し込み要件を認定しがたい申し込み。
- ④ 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反した申し込み。

6 入札の日時及び入札会場

物件名	入札日時	入札場所
54街区	令和7年9月30日(火) 午前10:30～	大分市役所本庁舎9階 第1入札室

* 開始時間に遅れた場合、入札に参加できません。

* 入札締め切り後、即時開札します。

7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、各自が見積もる入札金額(月額貸付料)に契約月数を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額(入札金額×36か月+消費税及び地方消費税相当額)の5パーセント以上の入札保証金を、現金又は銀行振り出し小切手で入札当日に納付する必要があります。

【銀行振り出し小切手について】

- ① 支払地が大分市内であること。
- ② 大分手形交換所の交換参加店が支払人であること。
- ③ 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ④ 持参人払式小切手であること。
- ⑤ 線引き小切手であること。
- ⑥ 振出日から5日以内であること。
- ⑦ 振出手数料(発行手数料)は入札参加者の負担とする。
- ⑧ 取立手数料が必要となる場合は、入札参加者の負担とする。

※ 銀行振り出し小切手で納付される場合は、小切手の発行を受ける前に大分市財務部管財課財産管理担当班までお申し出ください。

- (2) 入札保証金の免除

入札参加者が大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和56年大分市告示第258号)により入札参加資格の認定を受けている場合は、大分市契約事務規則第24条第3項

第2号に基づき、入札保証金を免除します。

(3) 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに入札者に返還します。
- ② 落札者は、納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に振り替えることができます。
- ③ 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

8 入札

(1) 入札時に持参するもの

- ① 入札保証金
※ (入札金額×36か月+消費税及び地方消費税相当額) の5パーセント以上
- ② 一般競争入札参加申込受付書
- ③ 実印 (法人の場合は、代表者印を持参すること。代理人が入札する場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑を持参すること。)
- ④ 委任状 (代理人が入札に参加する場合)
- ⑤ 入札書

(2) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印 (実印) のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ② 入札は、代理人に行わせることができます。代理人が入札に参加する場合は、「委任状」を提出してください。なお、この場合、代理人の記名・押印で入札書を提出してください。

(3) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、月額貸付料 (消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額) を入札書に記載してください。

(4) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者として資格のない者のした入札。
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札。
- ④ 1つの物件に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出された入札。
- ⑤ 入札金額を訂正した入札。
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

9 再度入札

(1) 再度入札

- ① 開札時に予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ② 再度の入札の回数は、1回とします。
- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

(2) 再度入札の保証金

- ① 再度入札を行う場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなします。
- ② ただし、再度入札において、入札保証金が不足する場合は、不足分を積み足す必要があります。

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

11 契約の締結等

- (1) 普通財産貸付申請書（本市様式）を提出してください。
- (2) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付し、賃貸借契約を締結していただきます。なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (3) 落札者が賃貸借契約を締結しない場合は、入札保証金は返還いたしません。
- (4) 賃貸借契約書に貼る収入印紙（200円分）は、落札者の負担となります。

12 契約保証金

- (1) 賃貸借契約と同時に、月額貸付料に契約月数を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（月額貸付料×36か月＋消費税及び地方消費税相当額）の10パーセント以上の金額を契約保証金として納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、大分市が発行する納付書により納付していただきます。
- (3) 契約保証金には、利息を付しません。
- (4) 貸付期間が満了したとき、契約を解除又は解約したときに、借借人が原状回復義務等本契約に定める全ての義務を履行し、大分市に損害がない場合は、借借人の請求により契約保証金を

賃借人に返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他賃借人が大分市に対して負担する義務が残存する場合には、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還します。

- (5) 契約保証金を(4)に掲げる債務の額に充当した場合において、なお、大分市に損害があるときは、大分市は、当該損害の額についてさらに損害賠償を請求します。

1.3 賃貸借契約の主な内容

賃借人に対しては、賃貸借契約において使用目的以外に次の条件を付すこととします。なお、詳細については、土地賃貸借契約書(案)を参照してください。

(1) 引渡し

- ① 貸付期間の初日に貸付物件を引き渡します。
- ② 物件は現状有姿での貸付となります。

(2) 貸付料

契約金額(月額)は、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額(入札価格×1.1)となります。毎月指定する期日までにその月分を大分市の発行する納入通知書により市の指定金融機関(納入通知書に記載)に納入していただきます。

(3) 遅延利息

貸付料を納入期限までに納入しなかった場合、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、年14.6パーセントの割合により計算した金額を遅延利息として大分市に納入しなければなりません。

(4) 権利設定及び譲渡の禁止等

- ① 賃借人は、貸付物件を転貸(駐車場として区画ごとに貸す事は、転貸と判断しません。)することはできません。
- ② 賃借権を譲渡することはできません。
- ③ 賃借権を担保に供することはできません。
- ④ 賃貸借の登記はできません。

(5) 物件保全義務

- ① 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全(除草、清掃等)に努めなければなりません。また、近隣住民等からの苦情、要望があった場合の対応や貸付物件内の不法投棄等は、自己の責任において速やかに解決をしてください。
- ② 貸付物件の施設の構造上の欠陥や管理の不備による事故、駐車場貸付業務の履行にあたって発生した事故等により駐車場利用者等の第三者が損害を被った場合、賃借人は、自らの責任で処理してください。この場合、大分市は一切その責任を負いません。

(6) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約を解除することとします。

- ① 賃借人が貸付料を3ヶ月以上滞納したとき。
- ② 賃借人が賃借権の譲渡、転貸の禁止等、土地賃貸借契約に定める義務に違反したとき。
- ③ 賃借人に使用上の義務違反又は不法行為があったとき。
- ④ 国、大分市その他公共団体において貸付物件を公用又は公共用等に使用する必要が生じたとき。
- ⑤ 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(7) 中途解約

賃借人は、大分市に申出をすれば、契約期間中であっても契約を解約することができます。

この場合、解約を希望する日の3ヶ月前までに大分市に文書を提出してください。なお、解約日は、解約を希望する月の末日とし、日割り計算による貸付料の返還は行いません。

(8) 原状回復の義務

- ① 貸付期間が満了するとき、契約を解除又は解約したときは、賃借人の負担において、貸付物件を原状（大分市が引渡したときと同じ土地の状態及び同等のフェンス等）に回復し、大分市の立会いによる検査を受けて、返還しなければなりません。ただし、大分市が原状に回復する必要がないと認める場合は、現状のまま返還することができます。
- ② 賃借人が貸付物件を原状に回復して返還せず、大分市が、賃借人に代わって原状に回復したときは、賃借人はその費用を負担しなければなりません。

(9) 請求権の放棄

契約期間中に貸付物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて賃借人の負担とします。また、賃借人は、貸付物件を返還するときに、これを大分市に対し請求することはできません。

(10) 貸付物件の管理

契約締結後は、貸付開始から返還までの駐車場管理・運営に関する一切の責任を負っていただきます。

1.4 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分市の条例規則等その他関係法令等の定めるところによります。